

草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業業務委託仕様書

1. 業務名

草津市ひとり親家庭等のこどもの居場所づくり事業（以下「本業務」という。）

2. 目的

ひとり親家庭および低所得子育て世帯等のこどもが抱える様々な課題に対応し、貧困の連鎖を防止するため、こどもの悩みに寄り添いながら、生活指導、学習支援、食事の提供を行い、家庭や学校とは異なる「第3の居場所」を提供することで、こどもの自己肯定感を高め、生活に困窮する家庭のこどもの生活の向上を図る。

3. 実施期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

4. 対象者および対象人数

本業務の対象者は、草津市内在住の次のいずれかに該当する中学生および小学生（小学5年生、小学6年生）とする。

- ・ひとり親家庭
- ・生活困窮世帯
- ・生活保護受給世帯
- ・不登校および登校が困難な状態

参加受付および参加者の決定は市が行う。

1日の利用人数の定員は20名程度とする。

5. 実施日、実施場所および実施時間

実施日等については、下記のとおりとする。なお、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）は除くものとする。

実施日	実施場所	実施時間
毎週月曜日	草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）の貸室（調理室および会議室等） 〒525-0032 草津市大路二丁目1番35号	1日2時間で、原則18時00分から20時00分とする。
毎週水曜日	草津市立市民交流プラザ（フェリエ南草津5階）の貸室（調理室および会議室等） 〒525-0059 草津市野路一丁目15番5号	

6. 業務内容

受注者は参加者に対して利用料無料で（1）～（6）の業務を行う。

（1）居場所の提供

- ・子どもにとって居心地良く、安全に過ごすことができる空間であること。
- ・よき理解者として、こどもの悩みに寄り添い参加者の相談に応じること。
- ・活動を通じてコミュニケーション能力の向上や社会性を育む場となること。
- ・こどもの発達状況、特性等の状況に応じて適切に対応すること。

（２）食の提供および食育

- ・食の自立を養うために、栄養バランスの取れた温かい手作りの家庭料理等の食事の提供および調理実習を含めた食育支援を行うこと。食事の提供に関しては、毎回調理したものが望ましい。
- ・食事の提供に関しては、食中毒等の事故が発生しないよう十分な対策を講じること。
- ・食材の確保については、地域の農家やフードバンク等の協力を得るよう努めること。

（３）学習支援

- ・学力向上および学習習慣の定着を目指した指導を行うこと。
- ・個々のこどもの学力に応じた教材等を準備すること。
- ・参加者が学習に興味を持てるような教材や学習方法の工夫を行うこと。
- ・将来の進学等に関する相談について親身に対応し、適切なアドバイスを行うこと。

（４）生活指導

- ・大人との関わりを通じて様々なルールを身に付け、生活態度の見直しを行うこと。
- ・基本的な生活習慣（日々の挨拶、居場所での活動のルールの厳守、食事の準備、後片付けや食事の際のマナーの指導など）の習得の支援を行うこと。
- ・必要に応じてこどもの生活習慣について保護者への助言を行うこと。

（５）人材育成

- ・業務に従事するスタッフの育成のため、契約期間中に研修会を２回以上実施すること。

（６）その他

- ・多様な参加ができるよう工夫し、ボランティア等を積極的に活用し、子どもおよび様々な世代の支援者が親睦を深めるためのイベント等を開催すること。
- ・業務実施にかかる業務のマニュアルを作成、本市に提供すること。
- ・参加者募集のためのチラシ（各年度５００部×３回）を作成すること。
- ・業務の実施にあたり、支援者（ボランティアを含む）および参加者について必要な保険に加入すること。

７．実施体制

（１）本業務の実施にあたっては、次の人員を配置すること。

①統括責任者（１名）

仕様書に沿って業務が履行できるよう現場の指揮監督を含めた業務全般の責任を負う。

②支援員（１名以上）

ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもの支援について知識および経験を有し、参加者への支援を適切に行える者とする。

- (2) 本業務の実施にあたっては、教育および福祉等を選考する学生、ひとり親家庭等のこどもの居場所を過去に利用していた生徒（卒業生）や地域の協力者等をボランティアとして積極的に配置するよう努めること。

8. 対象経費

- (1) 委託業務の対象経費は、委託業務に従事する者の人件費（賃金および通勤手当、社会保険料等）および食の提供にかかる食材費、その他事業運営にかかる経費（使用料・賃借料、事業に使用する教材の印刷費、消耗品費、通信運搬費、保険料等）とする。なお、実施場所に係る施設使用料は無償とする。
- (2) 各年度の事業終了後は、対象経費毎の積算を示したうえで委託料の精算を行い、収支決算額が委託料を下回った場合は、その差額について市に返納するものとする。
- (3) 委託費の支出内容を証する経費書類を整備し、使途を明らかにできる会計帳簿を作成し、委託業務の完了した日の属する会計年度終了後5年間はいつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。

9. 業務計画書等の作成および報告

受注者は次の書類を作成しそれぞれの提出期限までに市（こども家庭若者課）に提出するものとする。

- (1) 本業務の契約期間中の年間事業計画については、各年度の事業開始前に、市（こども家庭若者課）に提出すること。
- (2) 毎月の活動予定を前月末までに市（こども家庭若者課）に提出するとともに、参加者へも案内すること。
- (3) 前月の実施状況および参加者の動向等を、毎月15日までに市（こども家庭若者課）に提出すること。

10. 個人情報保護の遵守について

委託業務の実施のための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、条例、その他関係法令の規定、草津市情報セキュリティポリシーの趣旨を遵守し、正当な理由がなく委託業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

11. その他

- (1) 委託業務を一括して第三者に委託し、請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を委託することができる。
- (2) 本業務の進捗状況の確認等のため、市が書類の提出等を求めるとき、受注者は速やかにこれに応じなければならない。
- (3) 環境配慮の周知について

受注者は、市ホームページに掲載している「環境にやさしい配慮指針」を確認の上、発注者が実施している環境マネジメントシステムに配慮した環境にやさしい事業活動を心掛けること。

(参照)

草津市ホームページー暮らし・手続きー環境ー草津市環境基本条例

また、草津市気候非常事態宣言の理念に基づき、ゼロカーボンシティの実現のため、温室効果ガスの低減に努めた事業活動を心掛けること。

(4) 熱中症の予防について

本市は、熱中症予防を推進しており、また、労働安全衛生の観点からも事業主は熱中症による労働災害の防止に努めなければならないことから、特に梅雨から夏期にかけての時期は、次のことをはじめ、熱中症予防に万全を期すこと。

- ・高温多湿な作業場所での作業中は注意し、また頻繁に巡視を行うこと。
- ・無理な作業は控え、健康状態にも十分配慮すること。
- ・スポーツドリンク等の塩分を含む飲み物を摂取し、休憩をとるなど適切な対策を講じること。

(参照) 草津市ホームページー暮らし・手続きー防犯・安心・安全ー熱中症予防

(5) 草津市の発注する物品の購入、役務の提供等（物品の買入れ、貸借、財産の売却、その他役務提供、業務委託（建設工事等にかかる業務委託を除く。））における暴力団員等による不当介入の排除について

1 受注者は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団員関係者、その他市発注工事等に対して不当な介入を行うすべての者）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合においては、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに草津警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

2 受注者は、前記により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書により草津警察署に届け出るとともに、担当職員等に報告するものとする。

（通報書については、草津市ホームページ（事業者向けー入札・契約ー規則等ー物品の購入等における不当介入に対する通報・連絡について）に掲載）

(6) 契約書および本仕様書に明記のない事項については、双方協議の上、決定する。

(7) 本業務が中止になり、不用額が発生した場合については、精算し当初の業務委託契約金額から減額するものとする。